国民年金からのお知らせ

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます

平成29年の年末調整や確定申告で、国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、納付した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要となります。

国民年金保険料は、納付した全額が社会保険料控除の対象となります

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付したときは、その全額が所得税などの社会保険料控除の対象となります。年末調整などの手続きの際に、ご自身の保険料額と合算して申告してください。なお、この場合には、ご家族分の証明書や領収書を添付する必要があります。

◆11月上旬発送 …… 平成29年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納められた方。
（証明書の内容は、平成29年1月～9月末に納付された分と、10月～12月末に納付が見込まれる分の国民年金保険料額です。）

◆2月上旬発送 …… 平成29年10月1日以降に、今年初めて国民年金保険料を納められた方。
（証明書の内容は、10月1日以降今年中に納付された国民年金保険料額です。）

※証明書を紛失されたときは、下記専用ダイヤルもしくは年金事務所で再交付の手続きをしてください。

問 **●ねんきん加入者ダイヤル**
☎0570－003－004（ナビダイヤル）
050から始まる電話でおかけになる場合は
☎03－6630－2525

<受付期間>平成29年11月1日（水）～平成30年3月15日（木）
<受付時間>月～金曜日：午前8時30分～午後7時
第2土曜日：午前9時～午後5時
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

保険料は忘れずに納めましょう!!

保険料が未納の状態であると、将来（老齢）や万一（障がい・遺族）のときに年金を受けられなくなります。

平成29年度保険料額（平成29年4月分～平成30年3月分）
定額保険料（月額）……16,490円（年齢や所得に関係なく一律です。）
付加込保険料（月額）……16,890円（付加保険料（400円）を上乗せした場合。）

◆保険料の納付が困難な方は、ご相談ください
国民年金には、**保険料免除・学生納付特例・納付猶予**などの制度があります。
制度を利用されるには、申請が必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

問 **●中村年金事務所　国民年金課**　名古屋市中村区太閤一丁目19番46号
☎052－453－7200（自動音声案内に従って「2」を押したあと、もう一度「2」を押してください。）

弥富市ささえあいセンター 利用会員・協力会員募集中

ささえあいセンターとは、生活の援助を受けたい方（利用会員）に対して、生活の援助ができる方（協力会員）が、介護保険サービスや障がい者福祉サービスでは、できないことをお手伝いする、助け合いの組織です。

▼利用できる方（利用会員）
弥富市在住で、
①要介護認定を申請中または認定を受けた方、介護予防・日常生活支援総合事業対象者
②各種障がい手帳該当者および申請中の方

▼協力できる方（協力会員）
積極的に活動を行うことができる方。ただし、ささえあいセンターで実施する研修を受講していただきます。（一定の資格を持つ方は除く）研修は必要に応じて随時行います。

▼サービスを開始する手順
利用したい方、協力できる方はささえあいセンターに会員登録してもらいます。コーディネーターが利用会員の困り事を聞いたのちに、協力会員を手配してサービスを開始します。

▼利用料
利用料は以下のとおりです。利用会員に口座を登録していただき、その口座より引き落としします（所得により助成金が支給される場合があります）。

活動日	活動時間帯	利用料（1時間当たり）
平日（月～金曜日）	午前8時～午後5時	700円
	上記以外の時間（協力会員対応可能時間）	800円
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（協力会員対応可能時間）		800円
ゴミ出し援助サービス		100円（1回当たり）

※協力会員には、利用料と同額の活動料が振り込まれます

申・問 市ささえあいセンター　鯏浦町上本田95番地1（総合福祉センター内）
月～金曜日（土・日・祝日・年末年始除く）午前8時30分～午後5時15分　☎43－4165

11月は児童虐待防止推進月間です。

オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

本来、子どもを守るべき立場にある親など保護者らによる「子どもへの虐待」が深刻な社会問題になっています。
こうした児童虐待は、子育ての悩み、家族の問題、経済的な不安など、さまざまな要因が複雑に絡んで引き起こされていますが、加害者自身も苦しんでいる場合があります。
その対策として、周囲の人々ができるだけ早く「気づき、知らせて、見守る」といった支援が必要とされています。
地域全体で、虐待から子どもたちも守っていけるよう、市民の皆さんもご協力くださるようお願いします。

児童虐待とは・・・

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など

児童虐待・里親に関する連絡・相談先		子育てに関する相談先	
児童相談所全国共通ダイヤル	☎189（いちはやく）	保健センター（市役所健康推進課）	☎65-1111
海部児童・障害者相談センター	☎25-8118	ひので子育て支援センター	☎66-0008
家庭児童相談室（市役所児童課）	☎65-1111	弥生子育て支援センター	☎65-8211
		東部子育て支援センター	☎52-4612

※連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られますので、気軽にご相談ください。